

希望を生み出す強い経済

成長戦略の加速等

個人消費の喚起

分配

人口減少局面における成長力の強化

拡大する海外経済の活用

人口減少と地域経済縮小の克服

消費の喚起

成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

生産性革命に向けた取組の加速

新たな有望成長市場の創出・拡大

TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

地方創生、中小企業・小規模事業者支援

防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

賃金・可処分所得の引上げ等

潜在的な消費需要の実現

ストックを活用した消費・投資喚起

行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

資源配分の効率化

- ① 多様な人材力の発揮
(社会的損失の解消、就労支援、教育等)
- ② 生産性革命
(第4次産業革命の推進)
- ③ 生産性革命
(セキュリティの確保とIT利活用の徹底)
- ④ 生産性革命
(規制・制度改革と「攻めの経営」の促進)
- ⑤ イノベーション、ベンチャー創出力の強化
(イノベーション・ナショナルシステムの構築)
- ⑥ イノベーション、ベンチャー創出力の強化
(ベンチャーエコシステムの構築)
- ⑦ 成長を担う人材創出
(人材育成・教育改革)
- ⑧ 成長を担う人材創出
(外国人材の活用)
- ⑨ 新たな有望成長市場の創出
(世界最先端の健康立国へ)
- ⑩ 新たな有望成長市場の創出
(環境・エネルギー制約の克服と投資拡大)
- ⑪ 新たな有望成長市場の創出
(スポーツ・文化の成長産業化)
- ⑫ 新たな有望成長市場の創出
(既存住宅流通・リフォーム市場の活性化)
- ⑬ 新たな有望成長市場の創出
(ロボット革命の実現)
- ⑭ 海外の成長市場の取り込み
- ⑮ サービス産業の生産性向上
(※「希望出生率1.8の実現」②と共通)
- ⑯ 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化
- ⑰ 観光先進国の実現
(世界が訪れたい日本へ)
- ⑱ 公的サービス・資産の民間開放
- ⑲ 中堅・中小企業・小規模事業者の革新
- ⑳ 地方創生の推進
- ㉑ 国土強靱化、ストック効果の高い社会資本整備
- ㉒ 可処分所得の増加
(賃金・最低賃金の引上げ)

① 多様な人材力の発揮（社会的損失の解消、就労支援、教育等）（その1）

【経済成長に向けた課題】

少子高齢化による構造的な労働力人口の減少。

- 出生率：1.3～1.4程度で推移（2005年～）
- 高齢化率：26.0%（2014年）

就業調整等につながる可能性のある税制・社会保障制度等の存在。

- いわゆる103万円の壁、130万円の壁 等
- 就業希望者920万人

企業の教育訓練費、自己啓発に取り組む労働者の割合は減少傾向。将来を担う人材の人的資本の質の低下。

- ニート56万人、フリーター167万人（2015年）
- 不本意に非正規雇用で就労する割合（2014年平均）が若者で高い
全体18.1%、25-34歳28.4%（最大）
- 企業の支出する教育訓練費（労働費用に占める割合）
0.36%（1991年）→0.25%（2011年）
- 自己啓発を行った労働者の割合
正社員：43.3%、正社員以外：16.4%（2014年度）

【今後の対応の方向性】

若者・高齢者、女性・男性、障害者など多様な人材が活躍できるよう、女性が働きやすい税制・社会保障制度等の見直しを含めた就労環境の整備、成長を担う人材創出に向けた教育改革等を行う。

【具体的な施策】

- 「男女共同参画基本計画」、「女性活躍加速のための重点方針」、女性活躍推進法に基づき、全ての女性が輝く社会の実現に向けた取組を推進。
- 女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、2015年11月に政府税制調査会において取りまとめられた「論点整理」等を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。社会保障制度については、年金機能強化法による2016年10月からの大企業における被用者保険の適用拡大に加え、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進める。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底するとともに、人手不足の状況などを注視し、必要に応じて充実・強化する。国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。
- 若者雇用促進法に基づき、若年者の円滑な就職支援や職業能力の開発・向上を図る。高齢者については、希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備、障害者の活躍に向けては、障害者雇用促進法に基づき、就労等の促進を図る。

| 施策 | 年度 | | | | | | | | | 指標 |
|-----------------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|----------|--|--|
| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | | |
| 社会的損失の解消 女性の活躍推進 就労支援 | 「第4次男女共同参画基本計画」 「女性活躍加速のための重点方針」、女性活躍推進法の着実な施行 | | | | | | 「第5次男女共同参画基本計画」 | | | 25歳から44歳までの女性の就業率： 2014年70.8% ⇒ 2020年77% 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率：都道府県・市区：100%、町村：70%（2020年度） |
| | 働きたい女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への検討・環境整備 被用者保険の適用拡大（大企業：2016年10月施行、中小企業：法案提出済）、更なる適用拡大に向けた検討、検討結果に基づいた必要な措置 左記取りまとめを踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論 政府税制調査会において「経済社会の構造的変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（2015年11月）を取りまとめ 人事院において「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催 厚生労働省において「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」の報告書を取りまとめ 人事院の検討結果を踏まえ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について速やかに対処 「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促す | | | | | | | | | |
| | 若者雇用促進法などの関連法令の円滑な施行 | | | | | | 雇用保険の適用拡大 | | | |

① 多様な人材力の発揮（社会的損失の解消、就労支援、教育等）（その2）

【経済成長に向けた課題】

少子高齢化による構造的な労働力人口の減少。

- ・出生率：1.3～1.4程度で推移（2005年～）
- ・高齢化率：26.0%（2014年）

就業調整等につながる可能性のある税制・社会保障制度等の存在。

- ・いわゆる103万円の壁、130万円の壁 等
- ・就業希望者920万人

企業の教育訓練費、自己啓発に取り組む労働者の割合は減少傾向。将来を担う人材の人的資本の質の低下。

- ・ニート56万人、フリーター167万人（2015年）
- ・不本意に非正規雇用で就労する割合（2014年平均）が若者で高い
全体18.1%、25-34歳28.4%（最大）
- ・企業の支出する教育訓練費（労働費用に占める割合）0.36%（1991年）→0.25%（2011年）
- ・自己啓発を行った労働者の割合
正社員：43.3%、正社員以外：16.4%（2014年度）

【具体的な施策】

- ・「第4次産業革命 人材育成推進会議」を設置し、産業界で求められる人材層や人材スベック等を関係省庁や関係業界が連携しながら適切に描き出すとともに、必要に応じて政策に反映する。さらに、キャリア形成支援・生産性向上のため、企業の人材開発投資を促進。
- ・成長を担う人材創出に向け、創造性の育成や特に優れた能力の伸長など多様な個性が活かされる教育、教育の情報化、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の検討や社会人の学び直し、海外留学・外国人留学生受入れ促進を通じた大学の国際化などの教育改革を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|-------------------|-------------------|--------|--|--------|---|--------|-----------------------------------|-------------------|----------|--|
| | | | | | | | | | | |
| 人的投資の拡充 | 中長期 | | 第10次職業能力開発基本計画 | | | | 第11次職業能力開発基本計画 | | | ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の正社員就職率：直近82.6%⇒2020年度85.0%以上 |
| | 分野別 | | 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の立ち上げ、産業界で求められる人材の把握、政策への反映 | | | | | | | |
| 成長を担う人材創出に向けた教育改革 | 創造性や多様な個性が活かされる教育 | | 「第2期教育振興基本計画」 中教審答申 | | 「第3期教育振興基本計画」 新学習指導要領実施（幼18年度～、小20年度～、中21年度～、高22年度～） | | | | | 大学等の社会人受講者数：2013年12万人⇒2018年24万人 |
| | 教育の情報化 | | 教育再生実行会議提言（多様な個性） | | 学習指導要領改訂 | | | 特に優れた能力の伸長を促す取組強化 | | 海外留学生：2013年6万人⇒2020年12万人 |
| | 実践的な職業教育 | | 情報活用能力の育成指導モデル、ICTを活用した教育、教員の指導力向上の取組強化 | | | | 新学習指導要領の実施状況を踏まえつつ、成果に応じて追加的措置を検討 | | | 外国人留学生受入れ：2013年14万人⇒2020年30万人 |
| | 大学の国際化 | | 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、中教審で結論を得た上での、制度上の措置を検討・実施 | | 円滑な開学に向けた準備 | | 新たな高等教育機関の開学 | | | |
| | | | 外国人留学生受入れ促進を通じた大学の国際化の取組強化 | | | | 成果に応じて追加的措置を検討 | | | |

② 生産性革命（第4次産業革命の推進）

【経済成長に向けた課題】

IoT/BD/AIによる第4次産業革命の中でビジネスモデルが劇的に変化している。我が国がグローバル競争を勝ち抜くには、産学官の縦割りを打破し、技術戦略の策定、新ビジネスの創出、事業・産業の新陳代謝や人材育成等を進めていくことが必要。

【今後の対応の方向性】

産学官を糾合した強力な司令塔機能の下で、研究開発・産業化戦略の策定、ビジネスモデルの創出を進めるとともに、新陳代謝・人材育成等の環境整備をスピード感を持って進めていく。

【具体的な施策】

- 第4次産業革命の鍵を握る人工知能に関する技術戦略の産学官の司令塔機能として設置した「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき研究開発目標と産業化のロードマップを本年度中に策定し、実行していく。
- 「IoT推進コンソーシアム」、「ロボット革命イニシアティブ協議会」等における活動を通じて、新ビジネスの創出及び必要な環境整備等を促進する。
- スピード感ある事業再編等を加速するための施策について、制度的対応の必要性を含め検討する。
- 「第4次産業革命 人材育成推進会議」を設置し、産業界で求められる人材層や人材スペック等を関係省庁や産業界が連携しながら適切に描き出すとともに、必要に応じて政策に反映する。

| 年度 施策 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度以降 | 指標 |
|--|---|--|---|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------------------------------|
| 強力な司令塔機能 の下での研究開 発・産業化戦略の 実行等 | 「人工知能 技術戦略会 議」の設置 (2016年4 月) | 研究開発 目標と産 業化の ロード マップ等 の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 海外の研究機関等とも連携したロードマップに基づく人工知能に関する技術開発・産業化の実行 競争力のある技術×AI等に係る研究開発拠点の整備、研究環境の向上等の推進 | | | | | | 第4次産業革命の 付加価値創出額： 30兆円（2020年） |
| 新ビジネスの創出 促進等 | 「IoT推進コン ソーシアム」 設置（2015年 10月） 「ロボット革命 イニシアティブ 協議会」設置 (2015年5月) | 「IoT推進コンソーシアム」、「ロボット革命イニシアティブ協議会」等の活動を通じた新ビジネスの創出 及び必要な環境整備等の促進 (規制改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用等の促進等) | | | | | | | |
| 企業の新陳代謝の 促進 | イノベーション投資、 事業再編等に係る対応 策の検討（2016年中） | | 必要な施策の実施（制度的対応含む） | | | | | | |
| 第4次産業革命 人材育成推進会議 | 立ち上げ | | 第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映 | | | | | | |

③ 生産性革命（セキュリティの確保とIT利活用の徹底）

【経済成長に向けた課題】

日本が国際競争力を高めていくには、世界に先駆けて第4次産業革命を実現することが必要であり、そのために政府には安全なデータ流通を可能とする基盤づくりが求められている。

【今後の対応の方向性】

第4次産業革命に対応するための取組を進め、サイバーセキュリティの確保に資する措置、データの収集・分析の円滑化に資するルール整備や、基礎的なインフラとなるモバイルの環境整備を速やかに進めていく必要がある。

【具体的な施策】

- 昨年のサイバーセキュリティ戦略策定、今国会で成立した改正サイバーセキュリティ基本法によるNISCの機能強化を通じた政府機関等の対策強化と合わせて、重要インフラ防護のための取組や人材育成等を強化し、官民一体となった取組を進める。
- 本年1月のマイナンバー制度の開始を踏まえ、マイナンバー、マイナンバーカードの利活用拡大に向けた検討を進める。また、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け検討を進める。
- モバイル分野の競争をさらに促進する。また、増加するデータトラヒックに対応するため、2020年頃までの5G（第5世代移動通信システム）の実現に向けて、大容量化・超高速化等の研究開発、周波数の確保、国際標準化、社会実装に向けた総合実証を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|---------------|------|------------------------------------|---|--------------------------------------|--|--------------------|--------|--------|-------------------|---|
| サイバーセキュリティの確保 | 戦略決定 | サイバーセキュリティ人材育成強化方針取りまとめ | 基本法改正 | 重要インフラ行動計画の見直し | NISCの機能強化（不正な通信の監視対象の独立行政法人・特殊法人等への拡大） | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに「情報処理安全確保支援士」の取得者を3万人以上とする ・第4次産業革命の付加価値創出額：30兆円（2020年） |
| | | | 簡策を「つなく」取組、次期人材育成プログラム取りまとめ | 次期人材育成プログラムに基づく取組実施 | | | | | | |
| データ、IT利活用の徹底 | | | | (戸籍事務でのマイナンバー利用) 研究会において検討・法制審における議論 | | 必要な法制上の措置 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・第4次産業革命の付加価値創出額：30兆円（2020年） |
| | | | | (旅券事務でのマイナンバー利用) 戸籍事務での検討状況を踏まえ、議論 | | 必要な法制上の措置 | | | | |
| モバイル分野の環境整備 | | | シェアリングエコノミーに関する協議会を立ち上げ、必要な措置を取りまとめ | 順次検討を実施 | | | | | シェアリングエコノミーの健全な発展 | |
| | | | 「民泊サービス」のあり方に関する検討会における検討結果を踏まえ、必要な法整備を行う | 総合実証の実施 | | | | | オリパラ | 世界に先駆けた5Gサービスの実現 |
| | | 大容量化、超高速化、低遅延等に関する研究開発 標準化活動の実施 | | | | 周波数の国際分配 関係制度整備 | | | | |

④ 生産性革命（規制・制度改革と「攻めの経営」の促進）

【経済成長に向けた課題】

技術革新の予見が難しく、スピードが重視される中で、規制・制度改革の加速化が必要。また、生産性の向上には、事業コストの引下げも不可欠。

第4次産業革命に向けたイノベーション投資の促進に向けた「攻めの経営」を後押しするコーポレートガバナンスの強化が必要。

【今後の対応の方向性】

第4次産業革命時代に対応した新たな規制改革方式を導入するとともに、事業者目線で規制・行政手続コストの削減に取り組む。また、自動走行、小型無人機、新たな金融サービス（FinTech）など、個別分野の規制・制度改革を加速化する。

【具体的な施策】

- 「ロードマップ方式」を導入し、産業革新の将来像から逆算して具体的な規制・制度改革を設計する。
- 我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、規制改革、行政手続簡素化、IT化を一体的に進めることにより、事業者目線で規制・行政手続コストの削減に取り組む。
- 「国家戦略特区」については、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革や、事業実現のための「窓口」機能の強化を行う。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行による移動サービスや高速道路での自動運転が可能となるよう、2017年までに必要な実証を可能とすることを含め、制度やインフラを整備する。
- 早ければ3年以内にドローンを使った荷物配送を可能とすること等を目指し、更なる安全確保等のための制度や利活用・技術開発に関するロードマップの検討を進め、その実現に向けて取り組むとともに、国家戦略特区やロボットテストフィールド等も活用しつつ、新たな利活用の実証等を推進し、ドローンビジネスを世界に先駆けて日本で実現する。
- 金融機関と金融関連IT企業の機動的な連携等を可能とするよう制度整備（銀行法等の改正）を行う。また、金融界中心に産業界とも連携しつつ生産性向上に資する金融EDIの実現を図るとともに、FinTechベンチャーの創出等を促進する観点からFinTechエコシステムの構築を進める。
- コーポレートガバナンスの実効性の向上や、企業の情報開示の実効性・効率性の向上等と株主総会プロセスの電子化を促進することで、企業と投資家の対話を促進する。

| 年度 施策 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度以降 | 指標 |
|--------------------|----------------------|---|------------|------------|------------|------------|---|--------------|---------------------------------|
| 新たな規制・制度改革メカニズムの導入 | | 「ロードマップ方針」の導入による規制・制度改革の推進 規制改革、行政手続簡素化、IT化を一体的に進めることにより、事業者目線で規制・行政手続コストの削減に取り組む | | | | | | | 第4次産業革命の付加価値創出額： 30兆円（2020年） |
| 国家戦略特区の加速的推進 | 集中取組期間 | 「国家戦略特区」については、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革や、事業実現のための「窓口」機能の強化を行う 一つ一つの具体的な事業を実現するとともに、そのために必要であれば、新たな区域を指定していく 「国家戦略特別区域方針」にのっとり、改革の成果を厳格に評価した上で、更なる改革の取組につなげていく | | | | | | | |
| 高度な自動走行の実現 | 2017年までに、必要な実証を可能とする | 2020年オリパラでの無人自動走行による移動サービスや高速道路での自動運転が可能となるよう、制度やインフラを整備 | | | | オリパラ | 2025年を目途に自動走行車・サービスの普及拡大を図り、日本が自動走行に関するイノベーションの中心地になることを目指す | | |
| 小型無人機の産業利用の拡充 | 官民協議会の設立 | ドローンを使った荷物配送の実現 制度設計の方向性、利活用・技術開発に関するロードマップ検討（夏まで） 安全確保等のための制度の詳細に係る検討及び必要な措置の実施、利活用・技術開発の促進 国家戦略特区やロボットテストフィールド等における実証実験等 | | | | | | | |
| ITを活用した金融サービスの高度化 | | 金融機関と金融関連IT企業の機動的な連携強化等の制度整備（銀行法等の改正） 生産性向上に資する金融EDIの実現及びFinTechエコシステムの構築 | | | | | | | |
| 「攻めの経営」の促進 | | 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化 一体的な開示に向けた検討 国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を2019年前半目途を目指す 招集通知の電子化に係る措置内容等の検討 会社法制の整備の着手（2017年早期も目指す） | | | | | | | |

⑤ イノベーション、ベンチャー創出力の強化（イノベーション・エコシステムの構築）

【経済成長に向けた課題】

生産性革命の実現に向けて、イノベーション、ベンチャー創出力の強化が不可欠。

【今後の対応の方向性】

大学改革、研究開発法人の機能強化等を推進し、世界で最もイノベティブな国を目指す。また、世界レベルの産学連携の実現等を推進する。

【具体的な施策】

- 大学改革（指定国立大学、卓越大学院（仮称）、経営力強化に向けた大学間競争の活性化等）、研究開発法人改革（特定国立研究開発法人等）、競争的研究費改革を着実に実行。
- 基礎研究や学術研究等を強化、世界から優秀で多様な人材が集う世界トップレベル研究拠点を構築
- 潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした20程度の拠点で世界に通用する研究分野を育成。
- 研究開発法人等の公的研究機関の橋渡し機能を強化。技術・人材を糾合する共創の場を形成・強化。
- 国内外の科学・産業技術動向を調査・分析し、戦略・ロードマップを策定。イノベーション創出加速化に向けて研究開発基盤を高度化。国家プロジェクトの成果を確実に社会実装に繋げる仕組みを構築。
- 特定国立研究開発法人や指定国立大学等を結節点とした、産学官が連携した非競争領域を中心とするオープンイノベーションを推進。
- ナノテク・材料分野、地球環境分野など我が国が強みを活かせる分野でビッグデータ等の戦略的な共有・活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、人的・研究ネットワークを構築。
- オープン&クローズ戦略に基づく重層的な知的財産戦略を強化し、新たな知財システムを構築。国際標準化を推進。
- 卓越研究員制度、アントレプレナーシップの醸成や科研費改革等による優秀な若手研究者の研究支援を推進。
- 企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資及び「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境整備。
- 「組織」対「組織」の産学連携を推進。
- 産学連携深化のための具体的な行動を産学官と対話をしながら実行・実現していく場を創設。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 | | |
|-----------------|--------------|---|--------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|---|---------|--|
| 大学改革等 | 指定国立大学等 | 制度等の検討 | | 指定国立大学の指定、運用。卓越大学院（仮称）の具体化、運用 | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上へ 世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に 2025年までに企業から大学、研究開発法人への投資を3倍増にすることを目指す | | |
| | 経営力強化 | 第3期中期目標 | | 経営力強化に向けた大学間競争の活性化 | | | | | | | 第4期中期目標 | |
| | 研究拠点の構築 | 基礎研究や学術研究等を強化、世界から優秀で多様な人材が集う世界トップレベル研究拠点の構築 | | | | | | | | | | |
| 研究開発法人改革等 | 特定国立研究開発法人 | 特定研究制度に関する検討 | | 特定国立研究開発法人制度の運用 | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上へ 世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に 2025年までに企業から大学、研究開発法人への投資を3倍増にすることを目指す | | |
| | 研究開発法人の機能強化等 | 研究開発法人等の公的研究機関の橋渡し機能を強化、技術・人材を糾合する共創の場の形成・強化 | | | | | | | | | | |
| | 競争的研究費改革 | 国内外の科学・産業技術動向の調査・分析 戦略・ロードマップの策定 | | | | | | | | | | |
| オープンイノベーションの推進等 | | 国家プロジェクトの成果を確実に社会実装に繋げる仕組みの構築、イノベーション創出加速化に向けた研究開発基盤の高度化 | | | | | | | | | | |
| | | 間接経費の適切な措置、使い勝手の改善等 | | | | | | | | | | |
| | | 特定国立研究開発法人や指定国立大学等を結節点とした、産学官が連携した非競争領域を中心とするオープンイノベーションの推進 | | | | | | | | | | |
| 卓越研究員、科研費改革等 | | 我が国が強みを活かせる分野でビッグデータ等の戦略的な共有・活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、人的・研究ネットワークを構築 | | | | | | | | | | |
| | | オープン&クローズ戦略に基づく重層的な知的財産戦略の強化、新たな知財システムの構築、先端技術の国際標準化の推進 | | | | | | | | | | |
| | | 企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資等を最大限後押しするための環境整備 | | | | | | | | | | |
| 本格的な産学官連携の推進 | | 制度等の検討 | | 卓越研究員の選任（150人/年）、運用 | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上へ 世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に 2025年までに企業から大学、研究開発法人への投資を3倍増にすることを目指す | | |
| | | 事業の実施、新たな制度等の検討 | | 若手研究者の独立支援や新審査方式の導入等 | | | | | | | | |
| | | 「組織」対「組織」の産学連携の推進 | | | | | | | | | | |
| 本格的な産学官連携の推進 | | 対話の場の創設 | | | | | | | | | | |
| | | 産学連携深化のための具体的な行動を産学官と対話をしながら実行・実現 | | | | | | | | | | |

⑥ イノベーション、ベンチャー創出力の強化（ベンチャー-Eコシステムの構築）

【経済成長に向けた課題】

日本でもベンチャーの成功事例は生まれているが、世界市場に大きなインパクトを与えるグローバル・ベンチャーの創出までには至っていない。また、大学や大企業等の潜在力が十分に発揮されておらず、民間においてベンチャー企業の創出・世界市場への進出が自律的・連続的に行われる仕組みが構築されていない。

【今後の対応の方向性】

地方も含めベンチャー企業の発掘を強化するとともに、政府の関係機関が一体的に支援し、世界市場へつなげていく一気通貫の体制を構築する。

【具体的な施策】

- 地方への案件発掘キャラバンの実施等により「待ち」ではない「攻め」の案件発掘を展開する。
- 政府機関が合同でベンチャー支援コンソーシアムを設置するとともに、各省・各独立行政法人がこれまでネットワーク化してきたベンチャー支援人材（ベンチャーキャピタル、アクセラレータ*、弁護士、会計士など）の中から政府全体のベンチャー支援に係るアドバイザリーボードを設置し、ベンチャー企業の世界市場への挑戦支援や国のベンチャー支援策に関するアドバイスを実施する。
- シリコンバレーとの架け橋事業の質を高め、アジア、イスラエル、欧州等へ拡充する。
- 2020年にグローバル・ベンチャーサミットを開催する。

*ベンチャー企業の成長支援を行う組織や支援人材の総称。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|---------------------|------------------------|--------|--|--|--------|--------|-------------------|--------|----------|---|
| 地域と世界を直結する一気通貫の体制整備 | 地域と世界の架け橋プラットフォームの構築 | | 地方への案件発掘キャラバンの実施等 | ベンチャー企業の世界市場への挑戦を支援するとともに、国のベンチャー支援策に関するアドバイスを実施 | | | | | | ・2016年度以降5年間で、500社程度の日本の中小・中堅・ベンチャー企業をシリコンバレーへ派遣 ・ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増（現状：0.028%（2012-14年の3か年平均）） |
| | シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト | | 中小企業・中堅企業・ベンチャー企業を米国のイノベーション先端地域に派遣し、イノベーション拠点の訪問、現地企業との交流等を実施 | 起業家、大企業内の新事業に挑戦する人材、ベンチャー支援人材をシリコンバレーに派遣し、ベンチャービジネスのスキル向上や提携先発掘等を後押し 日米の大企業・投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベントやシンポジウムの開催を通じた、事業提携、共同研究、投資、M&A等の連携促進 架け橋プロジェクトの質を高め、アジア、イスラエル、欧州等への拡充を検討、実施 | | | | | | |
| | グローバルなベンチャー-Eコシステムとの連携 | | 各種派遣プログラムを発展させながら、複数の国際ビジネスマッチング企画との提携関係を構築 | | | | グローバルベンチャーサミットの開催 | | | |

⑦ 成長を担う人材創出（人材育成・教育改革）

【経済成長に向けた課題】

第4次産業革命の時代に対応できる資質能力を育成するため、初等中等教育から高等教育、研究機関の取組を進めることが必要。

変化の激しい時代において、人材需要に対応した職業実践の知識やスキルを提供するため、新たな高等教育機関が必要。

【今後の対応の方向性】

第4次産業革命の時代に対応できる人材を育成するために、初等中等教育におけるITを活用した教育の全国展開、高等教育における大学院・大学での数理・情報教育の強化、トップレベルの情報人材の育成など、未来社会を見据えた教育改革・人材育成を推進する。

第4次産業革命が進行する中、中長期的な産業構造等の変革を踏まえ、成長産業で活躍できる人材を戦略的に育成するとともに、人材需要に対応した職業実践の知識やスキルを提供できる体制を整備する。

【具体的な施策】

- 初等中等教育において、教員の授業力の向上とIT活用のベストミックスを図りながら、個に応じた教育や対話的・主体的で深い学びの視点による学習改善、発達段階に即したプログラミング教育の必修化など情報活用能力を育成する教育をはじめとするIT教育の推進を図る。このような教育を全国的に実施するため、学習指導要領等の見直しを行う。また、IT教材・コンテンツ等の開発普及など、IT教育推進のための教育コンソーシアムの構築を検討するとともに、「教育の情報化加速化プラン」を今夏までに策定し、教員養成・研修と学校のIT環境整備を徹底する。
- 高等教育において、IoT・ビッグデータ・人工知能など高度なレベルのデータサイエンティスト等を育成する学部・大学院の整備を促進するとともに、数学教育の標準カリキュラムの開発など数理・情報分野の専門人材の育成機能の強化に係る取組を推進する。
- トップレベルの人材育成のため、特定国立研究開発法人等で、世界レベルの研究者を糾合してIoT・ビッグデータ・人工知能等に関する研究と人材育成を一体的に行う。また、ナノテク・材料分野、地球環境分野など我が国が強みを活かせる分野でビッグデータ等の戦略的な共有・活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、専門人材を育成する。
- 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を制度化し、開学に向けた準備等を進める。
- 専門職大学院について、成長が見込まれる産業分野における高度専門職業人養成機能の強化に係る取組を検討・推進する。
- 「第4次産業革命 人材育成推進会議」を設置し、産業界で求められる人材層や人材スペック等を関係省庁や関係業界が連携しながら適切に描き出すとともに、必要に応じて政策に反映する。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|-------------------------|---------------------------|---|--|------------------|--------------|--------|--------|--------|----------|-----------------------------------|
| 第4次産業革命に対応した初等中等教育改革 | | 学習指導要領等の改訂 | 改訂の周知・教科書作成・検定・採択など | 新指導要領に基づく教育課程の実施 | | | | | | ・無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%を目指す |
| | | 教育コンソーシアム構築検討 | 教育コンソーシアムの構築・運用 | | | | | | | |
| 高等教育等における理数教育の強化 | | 数理・情報教育強化に向けた調整等 | 学部・大学院の整備促進、標準カリキュラムの策定等 | | | | | | | |
| | IoT/BD/AI等を牽引するハイレベル人材の育成 | | IoT・ビッグデータ・人工知能等の研究と人材育成を一体的に行う体制を整備し、実施 | より発展的な研究と人材育成を実施 | | | | | | |
| 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関制度化 | | 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、中教審の結論を得た上での制度化の措置を検討・実施 | 円滑な開学に向けた準備 | | 新たな高等教育機関の開学 | | | | | |
| | 専門職大学院の機能強化 | 中教審WGにおける検討 | 中教審WGにおける議論等を踏まえ、専門職大学院の機能の強化に係る取組を検討・推進する | | | | | | | |
| 第4次産業革命 人材育成推進会議 | | 立ち上げ | 第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映 | | | | | | | |

⑧ 成長を担う人材創出（外国人材の活用）

【経済成長に向けた課題】

人口減少という成長制約を打破するとともに、我が国人材層のダイバーシティを高めて経済社会のイノベーション力を強化するため、多様な働き手の参画を促すことが重要。

・高度IT人材など、日本経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、外国人の生活環境整備等に加え、在留資格制度の更なる柔軟化も必要

・外国人留学生のうち、学部卒の学生7割が日本での就職を希望しながら、実際には3割しか就職できておらず、国外に人材が流出してしまっている

【今後の対応の方向性】

優秀な外国人材を我が国に呼び込むため、魅力的な受入れの仕組みや環境を整備することにより、政府として開かれた日本のメッセージを発信する。

【具体的な施策】

- ・ 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の日本版高度外国人材グリーンカードを創設するとともに、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。また、高額投資家並びにIoT及び再生医療等の成長分野における人材のうち、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。
- ・ 外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、各大学が日本語教育、インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを策定することを支援し、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、プログラム修了者に対する在留資格取得上の優遇措置を講じる。
- ・ ODAによる高度人材育成事業等で輩出された外国人材に対し、日本への留学、インターンシップ、ジョブフェア、就職マッチング等の支援を行うとともに、事業所管省庁の適切な関与の下で、在留資格取得上の優遇措置を講じる。
- ・ 我が国企業の強みを活かしたグローバル展開を促進するため、製造業外国従業員受入事業の仕組みについて、製造業以外の我が国成長に資する分野への拡大を検討、結論を得る。
- ・ 外国人雇用状況届出と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労・在留状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、平成30年度より開始するべく、所要の準備を進める。
- ・ 外国人の子供の教育環境の充実、日本人児童生徒に対する英語教育の確実な実施、外国人患者受入体制が整備された医療機関等、外国人が利用できる日常生活に不可欠な施設等の増加及びその場所の情報発信など、生活環境整備を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|------------------------------|----|--|--------|--|--------|--------|--------|--------|----------|--|
| 高度外国人材の受入れ促進 | | 世界最速級の日本版高度外国人材グリーンカードの創設 | | 高度外国人材の受入れ加速化 | | | | | | ・ 2017年末までに5,000人、2020年末までに10,000人の高度人材を認定 |
| | | 我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方の検討 | | | | | | | | |
| 外国人留学生、海外学生の就職支援強化 | | 各大学に特別プログラムを設置するための推進方針の策定、プログラム修了者に対する在留資格取得上の優遇措置の導入 | | 特別プログラム等を通じ、留学生の日本への就職率の3割から5割への向上 | | | | | | ・ 2020年には、情報通信業に従事する外国人IT人材を3万人から6万人へ倍増 |
| | | ODAによる高度人材育成事業等で輩出された外国人材に対する支援措置の導入 | | ODAによる高度人材育成事業等で輩出された外国人材の受入促進 | | | | | | |
| グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入促進 | | 製造業外国従業員受入事業の仕組みの対象分野の拡大の検討 | | 我が国成長に資する分野への制度拡大 | | | | | | |
| 在留管理基盤強化と在留資格手続の円滑化・迅速化 | | 外国人の就労状況を把握する仕組みの改善 | | 在留管理基盤の強化 | | | | | | |
| | | 在留資格手続の円滑化・迅速化に向けた所要の準備 | | オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化 | | | | | | |
| 外国人受入れのための生活環境整備 | | 対日直接投資推進会議において、生活環境整備に関する施策を検討 | | 外国人受入れのための生活環境整備について、担当する省庁が速やかかつ着実に実施 | | | | | | |

⑨ 新たな有望成長市場の創出（世界最先端の健康立国へ）

【経済成長に向けた課題】

社会保障費を適正化しつつ、公的保険外サービスの市場拡大と、国民の健康増進・生活の質の向上を図ることが必要。

【今後の対応の方向性】

多様な公的保険外サービスを創出しつつ、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上を図っていく。また、革新的な医薬品・医療機器等の開発等により、グローバル市場を獲得する。カギはデータ・技術の利活用と、関係者の連携の促進。

【具体的な施策】

- 個人の予防・健康づくりに向けた行動変容につながるサービスや、介護を支える選択肢を充実させる多様なサービスが提供・活用されるよう、民間事業者や医療介護関係者等のステークホルダーが連携して効果的なサービスが創出されていく仕組みを構築する。
- ロボット・センサー技術やICT・データの活用により、医療・介護現場の負担を軽減しながらサービスの質・生産性を最大限向上させる。
- 医療・健康等の情報がバラバラに保管されている現状から、統合的・効果的に活用できる基盤を構築する。具体的には、医療等IDの整備、医療等データの徹底的なデジタル化等を進めるとともに、治療や検査のデータを収集して安全に管理・匿名化する機関に係る制度や、多様な情報の予防・健康づくりへの活用モデルの構築等について検討を進める。
- 先制医療や個別化医療、再生医療を活用した効果的な医療の実現を支える革新的な医薬品・医療機器等の開発を推進するとともに、医療系ベンチャー支援や現場のニーズを踏まえた製品開発のための関係者のネットワーク構築等を進める。また、医療の国際展開や、感染症対策をはじめとする保健分野での国際協力を積極的に進める。これらを通じて、グローバル市場を獲得していく。
- 地域医療連携推進法人の活用等により、地域での医療介護連携、医療機関の最適な事業運営、多様な公的保険外サービスとの連携を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|-------------------|----|---|----------|--|---|---|------------|--------|----------------------------|---|
| 公的保険外サービス、ロボット等活用 | | 公的保険外の民間事業者や医療介護関係者の連携体制構築 ロボット・センサー等の技術を活用した介護現場の負担軽減・生産性向上に向けた制度的対応について検討・結論 | | | 2018年度 診療報酬・介護報酬同時改定、医療計画・介護保険事業計画同時策定 | 多様な保険外サービスを活用しながら健康・予防活動に取り組む社会へ | | | | 生涯を通じた予防により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速を実現し、2025年までに健康寿命を2歳以上延伸 |
| | | ロボット・センサー、ICT等の技術を最大限活用し、医療・介護制度が、サービスの質の高さ・生産性も評価されるシステムとなるよう検討・対応を進める | | | | | | | | |
| ICT利活用 | | 医療等IDの在り方検討 | システム構築準備 | システム開発 | 段階的な運用開始 | 本格運用開始 | | | 2010年：男性70.42歳 女性73.62歳 | |
| | | 地域医療情報連携ネットワークの構築支援 医療・健康等のICT基盤に係る制度整備 | | | | 全国普及した地域医療情報連携ネットワークを活用した医療等の実現 ビッグデータの利活用基盤や、各種の個人情報の統合的な活用基盤を通じ、質の高い医療・健康等関連サービスを実現、市場拡大にも寄与 | | | | 2013年：男性71.19歳 女性74.21歳 |
| 医薬品・医療機器等 | | 研究開発基盤の整備、関係者のネットワーク構築、ベンチャー支援、医療の国際展開、国際保健への貢献等 | | | 先制医療や個別化医療、再生医療等を活用した効果的な医療を実現しつつ、グローバル市場を獲得へ | | | | 2020年に市場規模を26兆円へ | |
| 地域医療連携推進法人 | | 改正医療法の施行準備、大学附属病院別法人化 | | 地域医療連携推進法人を活用した、質が高く効率的な医療提供体制を実現。介護や公的保険外サービスとも連携 | | | 必要に応じて制度改善 | | | |

⑩ 新たな有望成長市場の創出（環境・エネルギー・制約の克服と投資拡大）

【経済成長に向けた課題】

環境・エネルギー制約を新たな投資の拡大につなげ、経済成長と温室効果ガスの2030年度削減目標の達成を併せて実現することが必要。

エネルギーシステム改革により、エネルギー市場の業種ごとの垣根がなくなったこと、情報技術の進展により、エネルギーの一括管理が可能となったこと等により、一層の省エネやネガワット取引等の新たなエネルギービジネスの展開が可能となる。

野心的なエネルギーミックスと長期的な温室効果ガスの大幅削減の実現に向け、革新的技術開発、新たな仕組みの構築が進み、将来的に大きな価値の創出が期待される。

資源価格の長期低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞する中、委縮する世界の資源開発投資をけん引することにより、世界経済の持続的な成長を支えるとともに、将来の資源価格高騰リスクを回避する措置を講じる必要がある。

【今後の対応の方向性】

省エネ・再エネ・資源などエネルギー・環境分野の取組の強化により、経済成長と温室効果ガスの排出抑制を併せて実現する。また、資源安全保障を強化する。

【具体的な施策】

- 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の流通・サービス業への拡大、新築住宅・建築物の省エネ化、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及、省エネリフォームの倍増、次世代自動車の普及、水素ステーションの整備、国民運動の展開を促進する。
- 固定価格買取制度及び関連制度の一体改革、系統制約の解消、再エネ拡大に向けた研究開発や規制制度改革を進める。
- ネガワット取引市場の創設等、需要家側のエネルギーリソースを活用した需給調整に向けた取組を進めるとともに、事業者が発電効率の向上や低炭素化を政策面から促し、進捗状況を評価する。また、革新的技術の研究開発を強化する。
- 資源開発投資を促進するためのリスクマネーの供給等の支援策を積極的に展開、海洋資源等の調査・開発推進、非鉄金属を含む二次資源の有効利用、国内外をつなぐLNG・天然ガス取引環境の整備、安全性の確認された原発の再稼働を進める。
- 途上国に対し、エネルギー政策体系の構築・具体化、エネルギー管理のためのトレーニングシステムの構築や高効率火力発電の導入等を支援するとともに、二国間クレジット制度の更なる展開を図る。また、アジア・太平洋諸国に対し、廃棄物の収集システムや処理施設の導入等について支援を行う。
- エネルギーシステム改革を着実に実行する。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|------------------------|----|---------------------------------------|---|--|-----------------|-------------------------------|---|--------|-------------------|--|
| 産業トップランナー制度の拡充 | | コンビニを対象に追加 | 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の対象について、全産業のエネルギー消費量の7割をカバーすることを目指す | | | | | | | 2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す |
| 住宅・建築物の省エネ化等の推進 | | トップランナー制度に断熱材・窓を追加 | 窓及び断熱材等による断熱改修を支援し、2020年までに省エネリフォームを倍増 | | | | | | | 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す |
| 次世代自動車の普及促進 | | | 建築物省エネ法を施行（大規模建築物の省エネ基準適合義務化）、新築住宅・建築物の省エネ基準への段階的な適合義務化 | | | | | | | 2020年までにハウスメーカー等の新築する注文戸建住宅の過半数でZEHを実現 |
| 再生エネ導入拡大 | | | 2020年までに新築公共建築物等でのZEBの実現を目指す | | | | | | | 燃料電池自動車や電気自動車等の導入補助 |
| ネガワット取引市場の創設・育成 | | | 充電設備の整備、水素ステーションの整備 | | | | | | | FCV：普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを目指す |
| 革新的技術の研究開発強化 | | | 固定価格買取制度の改革 | | | | | | | 規制制度改革及び研究開発の推進等 |
| エネルギー・環境イノベーション戦略の策定 | | | 取引ルールの策定、通信規格の整備等 | | 取引市場の創設（2017年中） | 50MW級のバーチャルパワープラント構築に向けた実証を行う | | | | 商用水素ステーションを2020年度までに160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する |
| エネルギー供給体制の強化 | | | 次世代デバイス、次世代太陽光、次世代地熱、次世代蓄電池、水素（製造・貯蔵・輸送・利用）等の革新的な技術の研究開発を重点化するとともに、政府が一体となった研究開発体制を強化 | | | | | | | 節電した電力量を取引する「ネガワット取引市場」を、2017年中に創設する |
| 国内外をつなぐLNG・天然ガス取引環境の整備 | | | 安定的な資源の供給確保のため、積極的に政策対応を行う集中投資期間を設定し、我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資の支援を行う。 | | | | | | | 2030年に国産を含む石油・天然ガスを含めた自主開発比率を40%以上とする |
| エネルギーシステム改革の着実な実行 | | 電力広域的運営推進機関設立（4月） 電力取引監視等委員会設立（9月） | 電力小売全面自由化（4月） | ガス小売全面自由化（4月） ガス小売料金の規制撤廃（競争状態が不十分な事業者においては料金規制を残す） | | | 送配電部門の法的分離（4月） 小売電気料金の規制撤廃（事業者ごとに競争状態を見極め解除） | | ガス導管部門の法的分離（大手3社） | |

⑪ 新たな有望成長市場の創出（スポーツ・文化の成長産業化）

【経済成長に向けた課題】

欧米では、スポーツ産業の市場規模が過去10年間に大きく拡大する一方、日本は逆に縮小。我が国スポーツの「稼ぐ力」を強化し、市場を拡大することが必要。

先進各国において、文化GDPが国内総生産に占める割合は3～4％であるのに対し、我が国は低水準。文化芸術・文化資源の更なる利活用や、幅広い文化関連産業の「稼ぐ力」の強化が必要。

（注）「スポーツ産業の市場規模」及び「文化GDP」については、世界各国共通の明確な定義はない。

【今後の対応の方向性】

①ポスト2020年を見据えた、スポーツで収益を上げ、その収益をスポーツへ再投資する自律的好循環モデルの形成（負担（コストセンター）から収益（プロフィットセンター）へ）、②新たなスポーツ市場の創出（スポーツをコアとした周辺産業との融合、スポーツ人口の増加）等により、スポーツ産業を成長させる。文化行政のコンセプトについて「保存継承」のみではなく「活用」や「ビジネス」の視点を強化する。新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化を図ることや、各分野、各地域・国内外において民間活力・技術を積極的に取り入れることなどにより、国家戦略として文化GDPの拡大を目指す。

【具体的な施策】

<スポーツ>

- 施設の立地・アクセス、規模、付帯施設、サービス等、整備や運用に関するガイドラインを策定する。
- 競技団体等のコンテンツホルダーの経営力強化、新事業創出等を推進する。また、スポーツ経営人材育成・確保を推進する。
- 施設、用品、サービス・情報産業に留まらないスポーツ関連産業（IT、食、健康医療、ファッション、観光、文化芸術、コンテンツ、アミューズメント等）の拡大を図る。
- 参加しやすい新しいスポーツの開発・普及等や、職域における身近な運動の推奨、ライフステージに応じた運動・スポーツプログラム等の充実、障害者スポーツの環境整備等の方策について検討する。

<文化>

- 世界に伍する文化産業（文化GDP拡大）を目指すロードマップを策定する。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラム（beyond 2020 プログラム）等により、民需主導の文化芸術振興モデルを確立・展開する。
- 新たな技術、分野とのマッチング・融合（「文化×IT」等）や文化に密接に関連したコンテンツ・デザイン等への投資により、新たなサービス・製品・雇用を創出する。
- 文化を支えるアーティスト・マネジメント・プロデューサーの支援及び人材育成を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|---------------------|----|---|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|----------|--|
| スポーツの成長産業化 | | | スポーツ基本計画改定 | | | | オリパラ | | | ・スポーツ市場規模： 2025年 15兆円 ・成人の週1回以上のスポーツ実施率： 2021年 65% ・文化GDP： 2025年 約18兆円 (対GDP比3%程度) |
| | | スポーツ庁発足 | 「スポーツ未来開拓会議」における議論 | 2020年以降を見据え、 ・施設ガイドラインの活用促進、建設・改修計画への反映 ・競技団体等、コンテンツホルダーの経営力・ガバナンス強化 ・スポーツ産業関連人材の育成・確保 ・スポーツを核とした、新スポーツ産業の創出 | | | | | | |
| 文化財の「稼ぐ」力の強化・積極的活用 | | ・地域の文化財の戦略的活用、適切なサイクルの修理・美装化、施設の機能強化 ・日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点整備 ・文化財解説の多言語化等を通じた、文化財の価値・魅力の効果的発信 | | | | | | | | |
| 文化芸術の「稼ぐ」力の強化・積極的活用 | | ・芸術祭やくらしの文化など、文化カプロジェクト（仮称）を通じた地域の文化芸術資源の掘り起こし ・高い経済効果の創出と人材育成を重視した、文化芸術の創造支援と海外発信 ・多様性を包容する文化の力を活用し、障害者・外国人等あらゆる人々が活躍する場を創出し、文化芸術活動の裾野を拡大 ・コンテンツ・デザイン等を軸とした異分野融合を促進する環境整備及び人材育成 | | | | | | | | |

⑫ 新たな有望成長市場の創出（既存住宅流通・リフォーム市場の活性化）

【経済成長に向けた課題】

住宅の資産価値が市場で評価されず、適正な価格で売却すること等ができないことが、老後に備えた貯蓄性向を上げている（消費性向が上がらない）。

経済成長に向け、IoT住宅、健康住宅、セキュリティ住宅化等を促進することにより、新たな産業の創出・育成を図ることが有効。

若年・子育て世帯の住居費等負担が大きい。

【今後の対応の方向性】

住宅が資産として評価される既存住宅流通市場を形成する。また、次世代住宅（IoT住宅、健康住宅、セキュリティ住宅等）の普及を促進する。さらに、既存住宅を活用して若年・子育て世帯の住居費等の負担を軽減する。

【具体的な施策】

- 資産価値が評価される流通・金融等の仕組みの構築、既存住宅の質を担保するインスペクション・瑕疵保険の普及促進、品質と商品としての魅力を兼ね備えるプレミアム既存住宅（仮称）の登録制度の創設、省エネ・長期優良住宅化リフォーム等の促進を通じて、既存住宅流通活性化を図る。また、空き家の多いマンションの建替え等の促進に向けた合意形成ルールの合理化、空き家や旧耐震住宅の除却・建替え等の促進、空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるための相続登記の促進に向けた制度の検討等により、不良資産の解消と新規投資を促進する。
- IoT技術など、新技術・次世代技術を活用する住宅の普及を促進する。
- 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減：若年・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。若年・子育て世帯の既存住宅取得等を促進するとともに、公的賃貸住宅団地の建替え等を契機とした子育て支援施設等の誘致、民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 | |
|------------------------------|----|--------|---|------------------------|--------|--------------------|--------|------------------------------|----------|--|--|
| 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成 | | | 資産価値が評価される流通・金融等の仕組みの構築・普及促進 | | | | | | | 既存住宅流通の市場規模 4兆円（平成25年） →8兆円（平成37年） リフォームの市場規模 7兆円（平成25年） →12兆円（平成37年） | |
| | | | 宅建業法の改正・施行 | | | インスペクション、瑕疵保険の普及促進 | | | | | |
| | | | プレミアム既存住宅（仮称）登録制度創設 | プレミアム既存住宅（仮称）登録制度の普及促進 | | | | | | | |
| | | | 省エネ、長期優良住宅化リフォーム等の促進 | | | | | | | | |
| | | | 空き家の多いマンションの建替え等の促進に向けた合意形成ルールの合理化 | | | | | | | | |
| 次世代住宅の普及促進 | | | IoT技術など、新技術・次世代技術を活用する住宅の普及促進 | | | | | | | | |
| | | | 空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築 | 新たな仕組みの普及促進 | | | | 政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施 | | | |
| 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減 | | | 若年・子育て世帯の既存住宅の取得等の促進 | | | | | | | | |
| | | | 公的賃貸住宅団地の建替え等を契機に子育て支援施設等を誘致 民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備促進 | | | | | | | | |

⑬ 新たな有望成長市場の創出（ロボット革命の実現）

【経済成長に向けた課題】

我が国は産業用ロボットの年間出荷額・国内稼働台数ともに世界一であるが、諸外国も急迫している。

サービス業や中堅・中小企業等に対するロボット利活用を促進し、第4次産業革命を全国に波及させるとともに、人工知能とロボットの組み合わせ等の次世代ロボットの利活用促進が課題。

【今後の対応の方向性】

「ロボット革命イニシアティブ協議会」を核として「ロボット新戦略」（平成27年2月日本経済再生本部決定）の実現実行と進化を図るとともに、中堅・中小企業等へのロボット導入の加速や、研究開発・実証実験のための環境整備を進める。

【具体的な施策】

- 製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案、高精度のセンサーやカメラシステム、人工知能を備えた次世代ロボット等の研究開発・実用化、インフラ点検におけるロボット利活用促進、ロボット等を活用した介護の質・生産性の向上、農機の自動走行等を推進する。
- 2020年までに小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引き下げ、中堅・中小企業等への導入を加速する。そのため、汎用的な作業・工程に使い、基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットの開発を進めるとともに、ロボットの導入手順の明確化を図り、ロボット導入支援人材（システムインテグレーター）を倍増する（1.5万人⇒3万人:2020年）。また、今後2年間で1万社以上でITロボット導入等を支援するため、地域ごとに相談できる体制（「スマートものづくり応援隊」への相談等）を整備する。
- 研究開発・社会実装の加速化に向けた実証実験を促進するため、福島浜通り地域に約50ha規模のロボットテストフィールド及び研究開発等施設を整備するとともに、国際標準を見据えた評価基準やその検証手法の研究開発を開始する。また、様々な社会課題の解決を目指した競技やデモンストレーションを行うロボット国際競技大会の2020年開催に向けた検討を進める。

| 施策 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|--------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--|
| 「ロボット新戦略」の実行・進化 | ロボット革命イニシアティブ協議会設立 | 「ロボット新戦略」の施策の着実な実行（ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業） 協議会の取組を推進（製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案等の推進） ・高精度のセンサーやカメラシステム、人工知能を備えた次世代ロボット等の研究開発・実用化推進 (個別分野の取組：) ・インフラ点検におけるロボット利活用促進 ・ロボット等を活用した介護の質・生産性の向上 ・農機の自動走行等の推進 等 | | | | | | | 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円へ拡大する (参考) 2014年：製造分野 約5,901億円、非製造分野 約610億円 |
| 中堅・中小企業によるロボット等の利活用促進 | プラットフォームロボットの具体化のための検討 ロボット導入手順の明確化のための検討 | ロボット導入支援人材（システムインテグレーター）の倍増（2020年まで） 1万社以上でIT・ロボット導入等を支援（今後2年間） 「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備 | | | | | | | |
| 研究開発・社会実装の加速化に向けた実証実験の促進 | ロボット国際競技大会実行委員会等設立 | 福島イノベーション・コースト構想（ロボットテストフィールド、研究開発等施設の整備等） 国際標準を見据えた評価基準の策定 開催形式・競技種目決定 プレ大会の実施（2018年中） 本大会の開催（2020年中） | | | | | | | |

⑭ 海外の成長市場の取り込み

【経済成長に向けた課題】

世界の成長市場に積極的に展開を図っていくとともに、ヒト・モノ・カネを国内に引き付けることにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要。

国際的な経済秩序が変化中、世界の貿易・投資ルールづくりを主導することにより、グローバルな経済活動のキープレイヤーとして貢献していくことが必要。

【今後の対応の方向性】

TPPは、我が国経済を新たな成長経路に乗せることが期待されており、その速やかな発効に向けて取り組むとともに、経済連携交渉、投資協定の締結・改正を推進し、グローバルな経済活動の基盤を整備する。その上で、我が国企業がグローバル・バリューチェーンに参画し、新興国を中心とする巨大市場を積極的に取り込んでいくため、中堅・中小企業の海外展開支援、インフラシステム輸出の拡大、クールジャパンの推進を一層強化する。また、国内の投資環境整備を進めることにより、「開かれた日本」というメッセージを発信し、外国企業の関心を引き付けるとともに、自治体を中心とした投資誘致の取組をしっかりと後押ししていく。

【具体的な施策】

- TPPの発効・実施に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進し、包括的でバランスのとれた高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となる。また、投資協定について、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を進める。
- 海外展開を図る中堅・中小企業に対し、新輸出大国コンソーシアムの下、製品開発から販路開拓まで、海外認証取得や海外店舗の立ち上げのサポートなど、支援機関の連携や専門家によるきめ細かく総合的な支援を行うとともに、各支援機関の活動計画の共有等を通じ、より緊密な連携を図る。
- 在外公館・JETRO・自治体の連携・機能強化により外資誘致活動を推進する。また、中堅・中小企業と外国企業との出資・業務提携を促進する。さらに、外国企業を呼び込む上で障害となる事業環境、生活環境の抜本的な改善を図る。
- インフラシステム輸出の拡大に向け、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づくリスクマネーの供給拡大や更なる制度改善、関係機関の体制強化と財務基盤確保を行う。また、戦略的な人材育成の実施、戦略的対外広報及び質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化、国際開発金融機関との連携強化等の取組を進める。
- クールジャパン官民連携プラットフォームのもと、コンテンツを中心とした連携案件創出のための事業者間のマッチングを推進する。また、日本産酒類について、輸出拡大に向けた課題を整理し、政府一体となった取組を推進する。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 | |
|-------------------|----|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--|--|
| 経済連携協定、投資協定の締結の推進 | | TPPの発効・実施に向けた取組、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進し、包括的でバランスのとれた高いレベルの世界のルールづくりを牽引 投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（平成28年5月）の下、投資協定の締結・改正交渉を戦略的かつ積極的に推進 | | | | | | | | ・2018年までに、FTA比率70%以上 ・2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指す | |
| 中堅・中小企業の海外展開支援 | | 新輸出大国コンソーシアムの立ち上げ | 中堅・中小企業等に対して、海外展開に関する情報提供・相談体制の整備や、各種支援機関が連携した総合的な支援を拡充・実施（新輸出大国コンソーシアムの活用等） | | | | | | | | ・2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「中国、ASEAN等」：2倍、「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2倍、「アフリカ地域」：3倍 |
| 対内直接投資の誘致の強化 | | 対日直接投資推進会議における政策パッケージの取りまとめ | ・外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束の着実な実施 ・新たな政策パッケージによる対日直接投資の更なる推進（トップセールスや在外公館・JETRO・自治体の連携・機能強化による案件発掘・誘致活動の実施、外国企業の高付加価値部門の誘致、中堅・中小企業と外国企業との出資・業務提携の促進、規制・行政手続の簡素化、高度外国人材の更なる受入れ、教育環境・生活環境の整備） | | | | | | | | ・我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円 |
| インフラシステム輸出の拡大 | | 戦略的な人材育成、戦略的対外広報及び質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化、国際開発金融機関との連携強化等を通じたインフラシステム輸出の拡大 インフラシステム輸出戦略の改訂、施策の着実かつ効果的な実施・活用 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づくリスクマネーの供給拡大や更なる制度改善、関係機関の体制強化と財務基盤確保 質の高い電力インフラガイドラインの策定 アジアにおいて4万人の産業人材育成（～2017年度） | | | | | | | | ・『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を2020年までに、2010年比で2倍 ・日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す | |
| クールジャパンの推進 | | ・クールジャパン官民連携プラットフォームのもと、民間のコンテンツ関連イベント等と連携したセミナーや、多様な関連事業者とその支援機関が参加するマッチングフォーラムを開催 ・日本産酒類の輸出促進に向けた課題の整理、政府一体となった取組の推進 | | | | | | | | ・2020年における対内直接投資残高を35兆円へ | |

⑮ サービス産業の生産性向上 ※「希望出生率1.8の実現」②再掲

【経済成長に向けた課題】

我が国のGDPの約7割はサービス産業で占められており、我が国経済成長にはサービス産業の活性化・生産性の向上が不可欠。

特に、小売業、飲食業（外食・中食）、宿泊業、介護、道路貨物運送業等においては、生産性の低さ、低賃金、長時間労働といった問題点が指摘されている。

また、サービス産業では、同一業種内でも企業間の生産性の格差が大きく、生産性が低い企業の重点的な底上げによる産業全体の生産性向上の余地が大きい。

サービス産業は、
①業種ごとに事業内容や事業形態が異なり、
②全国各地で地域に根差して事業展開している中小企業の方が多い。
このため、業種別・地域単位でのきめ細かい取組が必要。

【今後の対応の方向性】

サービス産業の労働生産性の伸び率が2020年までに2%となることを目指し、意欲ある個々の事業者による生産性向上に向けた挑戦を、国、事業者団体、地域の中小企業団体・地域金融機関等の支援機関により後押ししていく。

【具体的な施策】

- 日本サービス大賞によるベストプラクティス普及、中小サービス事業者等へのIT投資促進、サービスの質を「見える化」する新たな認証制度である「おもてなし規格」の策定・普及、専門職大学院等におけるサービス経営人材育成の推進等を実施する。
- 事業分野別の生産性向上に向けて、以下の取組を進める。
 - 官民合同で設立されたサービス業の生産性向上協議会において、次の活動を展開する。
 - モデル創出、ノウハウの標準化：小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物輸送業の5分野において、事業形態・規模等によって事業者を類型化し、モデル的にコンサルティングを実施し、優良モデル事例を創出。生産性向上に向けたノウハウを標準化する。
 - 横展開：モデル事例から得られたノウハウを横展開し、各分野の生産性向上に向けた取組を推進する。
 - 中小企業等経営強化法に基づき、サービス産業チャレンジプログラム対象の7分野等で事業者団体とも連携しながら事業分野別指針を策定し、成功事例を全国に浸透させる。
- 中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針や各種優良事例、ローカルベンチマークも活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者と対話を深めることを促す。この取組を通じて、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める事業者に対して成長資金が供給されることを促進する。

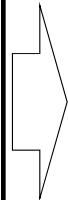
| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|-------------------|----|--|----------------------------------|---------------|--------|--------|----------------------|--------|----------|--|
| 成長企業の創出 | | 日本サービス大賞の創設（2015年4月） | 表彰 | | | | | | | ・2020年までに、全国1万社で生産性伸び率10%を達成する |
| | | 革新的サービス開発を行う中小企業等に対するIT投資の促進 | | | | | | | | |
| 事業分野別の生産性向上 | | おもてなし規格の検討 | 認証制度実証 | | | | 制度の運用 | | | ・サービスの質を見える化するおもてなし規格を作り、30万社による認証の取得を目指す |
| | | 5分野協議会設立 | モデル創出・ノウハウの標準化 | | | | サービス生産性革命に向けた国民運動の展開 | | | |
| 中小企業団体・地域金融機関等の活用 | | 中小企業等経営強化法の成立 | 分野別指針の策定 | 施行準備、施策の着実な実行 | | | | | | ・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年：0.8%）となることを目指す |
| | | | 分野別指針・ローカルベンチマーク等を活用した成長資金の供給の促進 | | | | | | | |
| サービス産業チャレンジプログラム | | サービス産業チャレンジプログラム（2015年4月）に基づき、事業分野別（宿泊業、運送業、外食・中食業、医療分野、介護分野、保育分野、卸・小売業等）の取組の着実な遂行 | | | | | | | | |

⑩ 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化（その1）

【経済成長に向けた課題】

農林水産業の成長産業化を進め、
基幹産業としての維持・発展と従
事者の所得向上を図ることが必要。

8億人の巨大市場を創出するTPP
は、農林水産業にとって大きな
チャンスであり、輸出力の強化を
はじめ「攻めの農林水産業」への
転換を一層進めることが必要。



【今後の対応の方向性】

「日本再興戦略」で示された改革事項や「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するとともに、生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、中山間地域を含めた産地の収益力・生産基盤の強化を図り、農林水産業における生産性の徹底した向上と輸出力の強化を実現する。

【具体的な施策】

- 農地中間管理機構について、実績を上げた都道府県に対し各般の施策に配慮する仕組みを具体化するとともに、遊休農地解消のための課税強化の措置の周知と農地集積・集約化に向けた課税軽減の措置の活用を図る。
- 2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施する。また、このような工程を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営につながる政策について検討する。
- 意欲ある農業者が、営農活動と並行して経営に必要なノウハウを学べる場を整備する。
- 農林水産高校における実践的な職業教育の一層の充実を図るとともに、中学生に農林水産高校への理解・関心を高める取組を更に推進する。
- 経営体の成長局面に対応した円滑な資金供給を行うため、事業性評価融資の定着等を推進する。
- 農業界と産業界の連携の強化により、最先端のモデル的技術や高付加価値商品の開発、他産業のノウハウや経験を持つ人材の農業界での活用を推進する。
- スマート農業の実現に向け、トラクターの無人走行システムの実用化、農業ITシステムの高度化等の革新的技術の導入を推進する。
- 農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすことができるよう、制度・運用の改善を進める。
- 生産者の努力では対応できない分野である生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者に有利な流通・加工構造の確立のための検討を進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|---|-----------------|--|-------------------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|----------|-----------------------------|
| 農地中間管理機構の機能強化 | | 毎年度、実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構による着実な担い手の農地の集積・集約化 | | | | | | | | 2023年に全農地面積の8割が担い手によって利用される |
| | 米政策改革の着実な実施 | 生産数量目標の配分の工夫 | | | | 行政による生産数量目標の配分に頼らない生産 | | | | |
| ・経営力のある農業者の育成 ・円滑な資金供給 ・産業界との連携 ・スマート農業の推進 ・A-FIVEの機能強化 | 具体策の検討 | 検討結果を踏まえた必要な措置の実施 | | | | | | | | 6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする |
| | 資材価格形成・生産物流通の改革 | 具体策の検討 | 検討結果を踏まえた必要な措置の実施 | | | | | | | |

⑩ 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化（その2）

【経済成長に向けた課題】

農林水産業の成長産業化を進め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得向上を図ることが必要。

8億人の巨大市場を創出するTPPは、農林水産業にとって大きなチャンスであり、輸出力の強化をはじめ「攻めの農林水産業」への転換を一層進めることが必要。

【具体的な施策】

- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進について、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。また、本年秋までに新たな輸出額の達成目標を取りまとめる。
- 林業の成長産業化に向け、公共建築物、商業施設、中高層建築物等の木造・木質化の推進など新たな木材需要の創出と、原木の安定供給体制の構築に取り組む。
- 水産業の成長産業化に向け、漁業地域自らによる構造改革の取組や、資源管理の高度化等を推進する。

| 年度 施策 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度以降 | 指標 |
|----------------------|----------------------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-----------------------------------|
| 農林水産物・食品 輸出の戦略的推進 | 農林水産業の輸出力強化ワーキンググループにおける検討 | 検討結果を踏まえた必要な措置の実施 | | | | | | | 2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒して達成する。 |
| 林業・水産業の 成長産業化 | 具体策の検討 | 検討結果を踏まえた必要な措置の実施 | | | | | | | |

⑰ 観光先進国の実現（世界が訪れたいくなる日本へ）

【経済成長に向けた課題】

我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。

観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。

CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めるとともに、高齢者や障害者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

【今後の対応の方向性】

観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるとの認識の下、「観光先進国」の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、総合的・戦略的に取り組むことにより、裾野の広い観光が一億総活躍の場となることを目指す。

【具体的な施策】

「明日の日本を支える観光ビジョン」等に基づき、以下の取組を実施する。

- 観光資源の魅力を含め、地方創生の礎にするため、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放、文化財の観光資源としての活用促進、国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上等を実施する。
- 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業にするため、観光関係の規制・制度の見直し、観光経営人材等の育成・強化、世界水準のDMO*の形成・育成、「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開、訪日プロモーションの戦略的高度化・対外発信強化、ビザの戦略的緩和、MICE**誘致の促進等を実施する。

* Destination Management/Marketing Organization: 観光地域づくり推進法人

** MICEとは、企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称

- すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するため、最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現、キャッシュレス環境の改善、通信・交通利用環境の向上、外国人患者受入体制の充実、「地方創生回廊」の完備、地方空港のゲートウェイ機能強化・LCC就航促進、クルーズ船受入の更なる拡充、休暇改革、ユニバーサルデザインの推進等を実施する。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|---|---|------------------------------------|--------|--------|---|--------|--------|--------|------------|---|
| 観光資源の魅力を含め、地方創生の礎に | 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放 | | | | | | | | | |
| | | 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」策定 | | | 文化財を核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備 わかりやすい多言語解説など1,000事業程度を展開 | | | | 文化財の活用促進 | |
| | | 「国立公園ステップアッププログラム2020」策定（5か所の国立公園） | | | 外国人向け自然満喫メニューの整備・支援、上質感のある滞在環境の創出、 海外への情報発信強化といった取組を集中的に実施 | | | | 全国の国立公園に展開 | |
| 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に | 主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で景観計画を策定 | | | | | | | | | |
| | 観光関係の規制・制度の見直し | | | | | | | | | |
| | 観光経営人材等の育成・強化 | | | | | | | | | |
| | 地域観光経営の推進（世界水準のDMOの形成・支援（2020年までに100組織形成）） | | | | | | | | | |
| | 地域観光経営の更なる推進 | | | | | | | | | |
| | 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開 | | | | | | | | | |
| | 欧米豪や富裕層等をターゲットとした訪日プロモーションの戦略的高度化・対外発信強化 | | | | | | | | | |
| すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に | ビザの戦略的緩和 | | | | | | | | | |
| | 政府レベルのMICE誘致支援体制を構築 | | | | | | | | | |
| | 官民連携横断組織によるオールジャパン体制でのMICE誘致の支援を実施 | | | | | | | | | |
| | 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現 | | | | | | | | | |
| | 外国人が訪れる主要な施設等における100%のクレジット決済対応、100%の決済端末のIC対応を実現 | | | | | | | | | |
| | キャッシュレス環境の更なる改善 | | | | | | | | | |
| | 主要な観光・防災拠点における重点整備箇所無料Wi-Fi環境の整備推進等 | | | | | | | | | |
| | 通信・交通利用環境の更なる向上 | | | | | | | | | |
| | 外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備 | | | | | | | | | |
| | 外国人患者受入体制の更なる充実 | | | | | | | | | |
| 「地方創生回廊」の完備（新幹線開業、コンセッション空港の運営開始、交通結節点の機能高度化等と連動し、地方への人の流れを創出） | | | | | | | | | | |
| 地方空港のゲートウェイ機能強化・LCC就航促進（複数空港の一体運営の推進、首都圏空港の容量拡大（羽田空港の飛行経路の見直し等）等） | | | | | | | | | | |
| クルーズ船受入の更なる拡充 | | | | | | | | | | |
| クルーズ船受入の更なる拡充 | | | | | | | | | | |
| 年次有給休暇の取得率を70%に向上、休暇取得の分散化 | | | | | | | | | | |
| 有休取得・休暇取得の分散化の更なる促進 | | | | | | | | | | |
| 「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に沿ったバリアフリーの全国展開 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 訪日外国人旅行者数 2020年に4,000万人 2030年に6,000万人 (2015年: 1,974万人) 訪日外国人旅行消費額 2020年に8兆円 2030年に15兆円 (2015年: 3兆4,771億円) 等 |

⑱ 公的サービス・資産の民間開放

【経済成長に向けた課題】

厳しい財政状況の下で、効果的・効率的なインフラ整備・運営の実現が不可欠。

民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすことが重要。

【今後の対応の方向性】

「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に新たに掲げられた文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）や公営住宅を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する。

また、この目標を前提に、PPP/PFIの重要な柱である公共施設等運営権方式の更なる活用拡大に向けた取組が必要であり、先行案件が克服すべき課題に着実に対処する。さらに、改定したアクションプランの進捗状況は毎年フォローアップを行い、その結果に応じて見直しを行う。

【具体的な施策】

- 成長対応分野（空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE*施設など）：公共施設等運営権方式の先行案件の速やかな横展開、規制緩和、重点分野の拡大に取り組む。
* MICEとは、企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称
- 成熟対応分野（有料道路、水道、下水道、公営住宅など）：ディスインセンティブを解消し、公共施設等運営権方式（公営住宅については、公的不動産の有効活用を図るPPP事業等も含む）の先行案件を生み出す仕組みの整備を行う。
- 分野横断的施策の実施：PPP/PFI地域プラットフォームの取組を推進するなど分野を横断する共通課題に対する解決施策を実施する。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|----------------|----|--|-------------|--|--------|--------|--------|--------|----------|--|
| 公的サービス・資産の民間開放 | | 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業件数目標の具体化に向けた取組の加速 | アクションプランの改定 | ＜成長対応分野（空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設など）＞ 公共施設等運営権方式の先行案件の速やかな横展開、規制緩和、重点分野の拡大等に取り組む | | | | | | 「10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」 ⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、約2.4兆円（本年3月時点の数値） |
| | | PPP/PFI全体の事業規模目標見直し | | ＜成熟対応分野（有料道路、水道、下水道、公営住宅など）＞ ディスインセンティブを解消し、公共施設等運営権方式（公営住宅については、公的不動産の有効活用を図るPPP事業等も含む）の先行案件を生み出す仕組みの整備を行う | | | | | | |
| | | 利用料金のある公共建築物等の重点分野の設定 | | ＜分野横断的施策の実施＞ 分野群別施策に加えて、分野群を横断する共通する課題に対する解決施策を実施する | | | | | | |
| | | | | PDCAサイクルの確立 改定したアクションプランの進捗状況は、毎年フォローアップを行い、その結果に応じてアクションプランの見直しを行う | | | | | | |

⑱ 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

【経済成長に向けた課題】

経済の好循環を全国に拡大していくためには、地域経済を牽引する地域中核企業の成長力の強化と地域雇用の太宗を占める中小・小規模事業者の活性化が不可欠。

少子高齢化による人口減少がもたらす労働力不足等を踏まえ、中堅・中小企業・小規模事業者の生産性向上が課題。

【今後の対応の方向性】

地域中核企業の世界市場への挑戦やTPPを契機にした地域中小企業等の海外展開を後押しするとともに、経営基盤の強化を図りつつ、身近な地域の相談体制の整備を推進する。また、IT利活用や省力化のための投資の促進等による生産性の向上や、下請け事業者の取引条件の改善、事業再生・事業承継の円滑化など、地域中小企業・小規模事業者のニーズに即した支援を実施していく。

【具体的な施策】

- ・ 地域中核企業とパートナー企業、大学等との連携促進、世界市場を念頭においた事業化戦略の立案、海外販路開拓等を支援する。また、本年2月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」の下、地域中小企業等の海外展開支援を推進する。また、「よろず支援拠点」を中心とした地域の相談体制の整備を推進する。
- ・ 中堅・中小企業と地域大学や橋渡し研究機関との共同開発や知財連携を推進するとともに、標準化活用の支援体制の強化等、中小企業の知財・標準化の戦略的な活用を支援する。
- ・ 地域中小企業・小規模事業者等の生産性の向上に向け、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用し、地域の中小企業団体とも連携しつつIT・ロボット導入等を促進する。また、地域金融機関等との連携により、労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。
- ・ 事業所管官庁・中小企業庁・公正取引委員会等は、連携して下請事業者の取引条件を改善するため、大企業へのヒアリングの実施、下請法等の運用強化、下請取引ガイドラインの充実・普及等を進めていく。
- ・ ローカルベンチマークも活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者と対話を深めることを促す。この取組を通じて、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める企業に対して成長資金が供給されることを促進する。また、資金繰りに万全を期しつつ、金融機関と信用保証協会による適切なリスクシェアリングの下で、金融機関と事業者がともに経営改善や生産性向上などに今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しに係る詳細な制度設計を進める。
- ・ 地域中小企業・小規模事業者の事業再生・事業承継の促進に向けた検討を進め、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。

| 年度 施策 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度以降 | 指標 |
|-------------------------------|---|--|---|------------|------------|------------|------------|--------------|--|
| 経営支援体制の整備 | ・ 地域中核企業創出・支援のための体制の整備 ・ 海外展開支援体制の整備（「新輸出大国」コンソーシアム） 「よろず支援拠点」の整備 | | | | | | | | ・ 地域中核企業の先導的なプロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000創出（2016年度～） ・ 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす（2011年度：698,689社） |
| 地域イノベーションの推進 | 大学改革・橋渡し研究機関の強化 | 支援水準の強化（人材増強、相談対応機能の充実） 標準化活用支援パートナー機関を全都道府県に拡大 | 「よろず支援拠点」を中心とした中小企業支援機関のネットワーク化・質の向上の推進 中堅・中小企業と大学・研究機関との共同開発や知財連携等を推進 | | | | | | |
| 生産性向上・下請の取引条件改善 | 中小企業等経営強化法の活用等、あらゆる施策を総動員することによる生産性向上 | | | | | | | | |
| 中小企業団体・地域金融機関等の経営支援、コンサル機能の発揮 | 大企業等調査 | 大企業ヒアリング | 調査結果を踏まえ、下請等中小企業の取引条件改善に関する必要な対策の実施 | | | | | | |
| 「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化 | 「ローカルベンチマーク」策定 | 地域の中小企業団体、地域金融機関等における活用促進策の検討（地域金融機関との対話のための多様な指標の策定に向けた検討とも連携） | | | | | | | |
| 地域中小企業・小規模事業者の事業再生・事業承継の促進 | 信用保証制度見直しに向けた中間整理 | 制度的検討について結論（2016年内を目途） 制度設計等に関する検討を進め、必要な措置を講じる 地域中小企業・小規模事業者の事業再生・事業承継の促進 | | | | | | | |

⑳ 地方創生の推進

【経済成長に向けた課題】

地方への移住・定住を考えるに当たり、地方に魅力的で安定した「しごと」の場が不足している。

・東京圏への転入超過：119,357人（2015年）

安心して結婚・妊娠・出産・子育てできないと感じる人々がいる。

・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合：19.4%（2013年度）

多くの地方都市や中山間地域等が人口減少・少子高齢化に直面している。

・地方都市圏で公共交通の利便性が高いエリアに居住している人口割合：38.6%（2014年度）

【今後の対応の方向性】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づき、地方創生の本格展開を図ることにより、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域の特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。

【具体的な施策】

- ・日本版DMOや地域商社を通じた地域のブランド確立、日本型イノベーション・エコシステムの形成による地域イノベーション促進、IoTを活用した地域サービス産業の生産性向上、若者の活用も視野に入れた地方創生を担う人材や共益的事業を担うパブリックベンチャーの育成等によりローカル・アベノミクスを実現し地方に安定した雇用を創出すること等を通じ、潜在的希望者の地方移住・定着を実現し、東京圏から地方への転出・転入を均衡させる。また、改正した地域再生法などを通じて、「生涯活躍のまち」の取組を支援し、中高年齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進める。
- ・地域ごとに異なる出生率や平均初婚年齢等に大きな影響を与えていると考えられる働き方について、地域アプローチを進め地域の実情に応じた働き方改革を推進し、第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上するとともに、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%に低減する。
- ・人口20万人以上の市を中心に、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を担う連携中枢都市圏を新たに形成する。また、エリアマネジメント活動を推進するとともに、稼げるまちづくりの有望事例を「地域のチャレンジ100」として取りまとめ全国展開する。中山間地域等において住民の活動組織（地域運営組織）を3,000、小さな拠点を1,000形成し、持続可能な地域づくりを進める。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|----------------------|----|---|--------|--------|--------|--------|--|--------|----------|--|
| 地方における安定した雇用創出 | | 若い世代の安定した雇用を生み出す地域産業の競争力強化 地方の中核企業候補1,000社の平均売上高：20億円（2011年度）⇒60億円（2019年度） 日本版DMOの設立数：100（2019年度） モデル的地域商社の形成数：100（2019年度） | | | | | 2019年度時点で基本目標やその他のKPIの達成状況を検証し、2020年度以降進めるべき政策パッケージを新たな総合戦略にまとめ、それに基づいて施策を展開 | | | 2020年 ・地方における若い世代の累計雇用創出数30万人（2015年5.9万人） |
| 地方への新しいひとの流れをつくる | | 潜在的希望者の地方への移住・定着を実現 「移住・交流情報ガーデン」における年間移住斡旋件数：約4,000件（2015年11月）⇒11,000件（2020年） 自道府県大学進学者割合：32.3%（2015年度）⇒36%（2019年度） 生涯活躍のまち・構想に関する取組の普及・横展開 | | | | | 2019年度時点で基本目標やその他のKPIの達成状況を検証し、2020年度以降進めるべき政策パッケージを新たな総合戦略にまとめ、それに基づいて施策を展開 | | | ・東京圏への転入超過数0人（2015年：11万9,357人） ・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合40%以上（2013年度：19.4%） |
| 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現 | | 少子化対策における「地域アプローチ」の推進 第1子出産前後の女性継続就業率：38%（2010年）⇒55%（2020年） 地域の実情に即した「働き方改革」の実現 週労働時間60時間以上の雇用者割合：8.5%（2014年）⇒5%（2020年） | | | | | 2019年度時点で基本目標やその他のKPIの達成状況を検証し、2020年度以降進めるべき政策パッケージを新たな総合戦略にまとめ、それに基づいて施策を展開 | | | ・地方都市圏で公共交通の利便性が高いエリアに居住している人口割合：41.6%（2014年度38.6%） |
| 時代に合った地域をつくり、地域連携を促進 | | 生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供する地域形成 連携中枢都市圏の形成数：4（2015年10月）⇒30（2020年） 小さな拠点形成数：1,000（2020年） 地域運営組織の形成数：3,000（2020年） | | | | | 2019年度時点で基本目標やその他のKPIの達成状況を検証し、2020年度以降進めるべき政策パッケージを新たな総合戦略にまとめ、それに基づいて施策を展開 | | | |

②1 国土強靱化、ストック効果の高い社会資本整備

【経済成長に向けた課題】

人口減少下で経済活動の生産性を向上させ、力強い経済成長を実現しなければならない。

災害から自分や家族の生命や財産を守れるか、地域の活力が失われないか不安。

民間のビジネス機会の拡大と地域経済好循環の実現を図ることが必要。

【今後の対応の方向性】

人口減少下での安定的な成長を実現するため、社会資本整備の着実な推進、災害に強くしなやかな国づくり、持続的な都市構造への転換、及び、公共施設の整備・運営へのPPP/PFIの推進等について、その方策を明らかにし、着実に推進していく必要がある。

【具体的な施策】

- 社会資本整備については、社会資本整備重点計画等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、成長力を強化する分野に重点化。また、社会のベースの生産性向上、産業別の生産性向上及び未来型の投資・新技術による生産性向上により、生産性革命に取り組む。
- 国土強靱化基本計画等に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進。特に、地域計画の策定・実施、民間の主体的取組を促進。大規模地震や多様な自然災害に対し、防災・減災の取組を推進。
- 持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進。
- PPP/PFI推進アクションプランで定められた事業規模目標達成のため、重点分野におけるコンセッション事業の推進やPPP/PFI優先的検討規程の策定、地域プラットフォームの形成を推進。

| 施策 | 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度以降 | 指標 |
|---------------------|----|--|--------|-------------------------------|-------------------|-------------------|--------|--------------|----------|--|
| 社会資本整備の計画的な推進 | | 第4次社会資本整備重点計画に基づく施策の推進 | | | | | | 次期社会資本整備重点計画 | | 社会資本整備重点計画で設定された全てのKPIが、それぞれの目標値を達成していること |
| 国土強靱化の推進 | | 国土強靱化基本計画に基づく施策の推進 | | | 毎年度アクションプランを策定 | 次期国土強靱化基本計画 | | | | 国土強靱化アクションプランで設定された全てのKPIが、それぞれの目標値を達成していること |
| | | 国土強靱化地域計画の策定・実施支援 | | 出前講座等の実施、都道府県を中心とした働きかけ | 関係府省庁所管の交付金等による支援 | 必要に応じて、支援策の見直しを検討 | | | | |
| | | 政令市等を中心とした働きかけ | | その他の市町村を中心とした働きかけ | | | | | | |
| コンパクト・プラス・ネットワークの形成 | | 事業継続に取り組む企業等を認証する仕組みの構築・運用 | | | | | | | | 2020年までに150市町村にて立地適正化計画を作成 |
| | | 見直しの検討 | | | | | | | | |
| | | 新しい仕組みの運用・認証取得増加に向けた働きかけ | | | | | | | | |
| | | 立地適正化計画の作成促進 | | | | | | | | |
| PPP/PFIの推進 | | コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実と好事例のモデルケース化・横展開等 | | | | | | | | PPP/PFI推進アクションプランで設定された事業規模目標を達成していること |
| | | 公共施設等総合管理計画の策定 | | | | | | | | |
| | | 個別施設計画の策定 | | | | | | | | |
| | | PPP/PFI優先的検討規程の策定 | | PPP/PFI優先的検討規程の的確な運用状況フォローアップ | | | | | | |

② 可処分所得の増加（賃金・最低賃金の引上げ）

【経済成長に向けた課題】

我が国のGDPの6割は個人消費であり、GDPの成長には消費の増加が不可欠である。

消費の伸びは実質賃金の動向に大きく左右されるので、実質賃金の伸びを高め、労働分配率の低下に歯止めをかける必要がある。

【参考】

・春闘の賃上げ率（連合集計）

2014年：2.07%

2015年：2.20%

・最低賃金の引上げ額（全国）

2013年：15円

2014年：16円

2015年：18円

⇒3年間で
約50円引上げ

・労働分配率の低下

2012年IV期：69.3%

⇒2014年IV期：65.7%

【今後の対応の方向性】

過去最大の企業収益を賃金にも回していくを通じ、消費が拡大し、更なる企業収益の増加につながるという経済の好循環を確実なものとしていく。

【具体的な施策】

- ・賃金について、今年の春闘では、企業収益が過去最高である中で、政権交代前は、ほとんど行われなかったベアが3年連続、多くの企業で実現する見込みであり、賃上げの流れが確たるものとなってきた。今後は、この賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者の方々にも広げていくことが重要。
- ・最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。
- ・このような賃上げや最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、下請中小企業の取引条件の改善等の環境整備を図る。

| 年度 施策 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度以降 | 指標 |
|-------------|--|--------------------------|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--|
| 賃金・最低賃金の引上げ | 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す | | | | | | | | GDP600兆円を今後5年程度（名目成長率は平均3%程度）で実現するため、これにふさわしい、賃上げや最低賃金の引上げ |
| | 賃上げが可能となるよう、環境整備を進めていく | | | | | | | | |
| | 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援 | | | | | | | | |
| | 調査実施 | 大企業ヒアリング、下請ガイドラインの充実・普及等 | 下請等中小企業の取引条件の改善に向け、引き続き取り組む | | | | | | |